

日本障害者協議会・障害者政策に関する質問状(政策アンケート)への回答(2014年11月<12月衆院選>)

◇政党の並びは左から公示前の衆院勢力順です。

5. 障害者の権利に関する条約のモニタリングについて

「障害者権利条約」では、第33条第2項で「締約国は、自国の法律上及び行政上の制度に従い、この条約の実施を促進し、保護し、及び監視するための枠組み(適当な場合には、一又は二以上の独立した仕組みを含む。)を自国内において維持し、強化し、指定し、又は設置する。」とあります。またその前提として、第31条第1項で「締約国は、この条約を実効的なものとするための政策を立案し、及び実施することを可能とするための適当な情報(統計資料及び研究資料を含む。)を収集することを約束する。」とあります。わが国では、障害者政策委員会がこのモニタリング機関と位置付けられていますが、第31条の資料を収集分析する体制を含めて、不十分と考えますが、貴党のお考えをお教えください。

- ① 障害者政策委員会の独立性を高め、それを支援する体制を増強するべきである。
- ② 障害者政策委員会は、現状でよい。
- ③ その他

自由民主党	民主党	維新の党	公明党	次世代の党	日本共産党	生活の党	社会民主党
	③ その他	③ その他	① 障害者政策委員会の独立性を高め、それを支援する体制を増強するべきである。		① 障害者政策委員会の独立性を高め、それを支援する体制を増強するべきである。		① 障害者政策委員会の独立性を高め、それを支援する体制を増強するべきである。
	障害者権利条約の趣旨を踏まえて、障害者政策委員会の独立性や支援する体制のあり方についてさらに検討すべき。						